

福島市スポーツ少年団本部規約

第1章 名称および事務所

第1条 本部は、福島市スポーツ少年団本部と称する。

第2条 本部は、事務所を公益財団法人福島市スポーツ振興公社内におく。

第2章 組織

第3条 本部は、福島市内の単位スポーツ少年団をもって組織する。

第3章 目的および事業

第4条 本部は、スポーツを通して少年の心身を鍛練するため、市内のスポーツ少年団を育成指導することを目的とする。

第5条 本部は、前条の目的を達成するため次の事業を行なう。

1. スポーツ少年団の登録
2. スポーツ少年団指導者およびリーダーの育成
3. スポーツ少年団の全市的事業の実施
4. 関係団体との連絡調整
5. その他第4条の目的を達成するのに必要な事業

第4章 総会

第6条 総会は、加盟団体代表委員および本部の役員をもって構成する。

第7条 総会は、本部長が招集し議長となる。

第8条 総会は、次の事項を審議決定する。

1. 予算および決算
2. 規約改正
3. 年間行事予定
4. その他重要事項

第9条 総会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決める。

第5章 役員

第10条 本部に次の役員をおく。

本部長1名、副本部長2名、常任委員若干名、監事2名

第11条 本部長は、公益財団法人福島市スポーツ振興公社理事長をもってあてる。

- 2 副本部長、監事は総会で選出し、常任委員は本部長が指名する。

第12条 本部長は、本部を代表し、会務を総括する。

第13条 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代行する。

第14条 監事は、会計を監査する。

第15条 常任委員は、本部の委任事項および緊急事項を処理する。

第16条 常任委員会は、本部長、副本部長、および常任委員をもって構成し、常務を処理する。

- 2 常任委員会は、本部長が招集し、議長となる。

- 3 常任委員会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決める。

- 第17条 本部は、単位スポーツ少年団の指導者が相互に指導力の向上を図るため、単位スポーツ少年団の指導者でスポーツ少年団指導者協議会を（以下「指導者協議会」という。）をおくことができる。
- 2 指導者は、単位スポーツ少年団の推薦による。
 - 3 指導者協議会に関することは、別表第1のとおりとする。
- 第18条 本部は、各スポーツ種目の普及指導ならびにスポーツ大会の企画等を行なうため、専門委員をおくことができる。
- 2 専門委員は、指導者協議会の推薦により、本部長が委嘱する。
 - 3 専門委員に関することは、別表2のとおりとする。
- 第19条 役員の任期は2ヶ年とし、再任を妨げない。補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

第6章 事務局

- 第20条 本部の事務を処理するため、事務局をおく。
- 2 事務局に事務局長、事務局次長、事務局員をおく。

第7章 会計

- 第22条 本部の経費は、次にかかげるものでこれにあてる。
- | | | | | | | | | |
|-------------|---|-----|---|---|---|---|---|---|
| 1 会 | 費 | 3 寄 | 付 | 金 | | | | |
| 2 交付金および補助金 | | 4 | そ | の | 他 | の | 収 | 入 |
- 第23条 本部の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附 則

- 本規約は、昭和47年4月21日から施行する。
本規約は、昭和51年5月17日から施行する。
本規約は、昭和61年4月30日から施行する。
本規約は、平成14年5月13日から施行する。
本規約は、平成16年4月23日から施行する。
本規約は、平成20年4月25日から施行する。
本規約は、平成23年4月22日から施行する。
本規約は、平成30年5月 2日から施行する。

別表第1（指導者協議会に関する事項）

- 指導者協議会に議長をおき、次のことについて協議する。
- (1) 指導者の資質向上と後継指導者の養成に関すること。
 - (2) スポーツ少年団本部の指導活動方針、情報活動に関すること。
 - (3) スポーツ種目を担当するため、専門委員の推薦に関すること。
 - (4) その他、スポーツ少年団の指導に関すること。

別表第2（専門委員に関する事項）

- 専門委員は、当該担当種目の中から委員長を互選し、次の事項を処理する。
- (1) 各種スポーツの技術の指導および普及に関すること。
 - (2) 各種スポーツ大会の企画運営に関すること。
 - (3) その他各種スポーツ普及指導のため必要な事項。

福島市スポーツ少年団指導者連絡協議会規程

(名 称)

第1条 本会は、福島市スポーツ少年団指導者連絡協議会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、公益財団法人福島市スポーツ振興公社内におく。

(組 織)

第3条 本会は各スポーツ少年団指導者をもって構成する。

(目 的)

第4条 本会は福島市スポーツ少年団指導者相互の連携をはかり、指導力及び資質の向上に努め、もってスポーツ少年団の育成と発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第5条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行なう。

- (1) 指導者の相互研修及び資質向上に関すること。
- (2) 指導者の交流と情報交換に関すること。
- (3) 調査研究及び広報に関すること。
- (4) その他前条の目的達成に必要な事業。

(役 員)

第6条 本会に次の役員をおく。

会長 1名 副会長 2名 理事 若干名 監事 2名

第7条 役員は次の任務を行なう。

- (1) 会長は、この会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する
- (3) 理事は、この会の執行責任を負うとともに緊急事項を処理する。
- (4) 監事はこの会の会計を監査する。

第8条 会長、副会長、監事は総会において選任する。

2 理事は総会において選出し、会長が委嘱する。

第9条 役員任期は2ヶ年とする。ただし再任を妨げない。

(事務局)

第10条 この会の事務を処理するため、事務局をおく。

2 事務局に事務局長、事務局次長、事務局員をおく。

(会 議)

第11条 本会の会議は総会、理事会とし会長がこれを招集する。

2 総会は単位団代表指導者でもって構成し、年1回開催し次の事項を審議する。
ただし、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

- (1) 予算および決算に関すること。
- (2) 事業計画に関すること。
- (3) 役員任期に関すること。
- (4) 規定の改廃に関すること。

(5) その他重要な事項に関すること。

3 理事会は会長、副会長、理事および幹事をもって構成し、必要に応じて会長がこれを招集する。

(会 計)

第12条 この会の経費は、次の収入をもってあてる。

(1) 会費 (2) 交付金・補助金 (3) 寄付金およびその他の収入

2 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

附 則

この規程は、昭和56年6月24日から施行する。

この規程は、平成14年5月13日から施行する。

この規程は、平成16年4月23日から施行する。

この規程は、平成23年4月22日から施行する。